

第28号議案

豊川市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

豊川市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月22日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

豊川市公共用物の管理に関する条例（昭和48年豊川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
使用の種類	区分	単位	使用料	使用の種類	区分	単位	使用料
電柱等の工作物	第1種電柱	1本に	950円	電柱等の工作物	第1種電柱	1本に	1,100円
	第2種電柱	つき1	1,500円		第2種電柱	つき1	1,600円
	第3種電柱	年	2,000円		第3種電柱	年	2,200円
	第1種電話柱		850円		第1種電話柱		940円
	第2種電話柱		1,400円		第2種電話柱		1,500円
	第3種電話柱		1,900円		第3種電話柱		2,100円
	その他の柱類		85円		その他の柱類		94円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	(略)		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	(略)
	地下に設ける電線その他の線類		5円		地下に設ける電線その他の線類		6円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	830円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	920円
地下に設け	使用面	510円	地下に設け	使用面	570円		

	る変圧器	積1平方メートルにつき1年			る変圧器	積1平方メートルにつき1年		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,700円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,900円</u>	
	郵便差出箱		<u>720円</u>		郵便差出箱		<u>790円</u>	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,400円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,300円</u>	
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>		その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>	
水管、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>36円</u>	水管、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>40円</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>57円</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>85円</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110円</u>	

	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			<u>150円</u>		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			<u>170円</u>
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			<u>200円</u>		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			<u>230円</u>
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			<u>360円</u>		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			<u>400円</u>
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			<u>510円</u>		外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			<u>570円</u>
	外径が1メートル以上 のもの			<u>1,000円</u>		外径が1メートル以上 のもの			<u>1,100円</u>
通路等の施設	上空に設ける通路		使用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>	通路等の施設	上空に設ける通路		使用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100円</u>
	地下に設ける通路			<u>710円</u>		地下に設ける通路			<u>680円</u>
	その他のもの			<u>1,700円</u>		その他のもの			<u>1,900円</u>
露店等の施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		使用面積1平方メートルにつき1日	<u>24円</u>	露店等の施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		使用面積1平方メートルにつき1日	<u>23円</u>
	その他のもの		使用面積1平方メートルにつき1月	<u>240円</u>		その他のもの		使用面積1平方メートルにつき1月	<u>230円</u>
看板等の物件	看板（アーチである	一時的に設けるも	表示面積1平方メートルに	<u>240円</u>	看板等の物件	看板（アーチである	一時的に設けるも	表示面積1平方メートルに	<u>230円</u>

るものを除く。)	の	つき1月	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,400円</u>
標識		1本につき1年	<u>1,400円</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>24円</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>240円</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>2,400円</u>
	その他のもの		<u>1,200円</u>
太陽光発電設備及び風力発電設備		使用面積1平方メートル	<u>1,700円</u>
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設		1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
工事用施設及び工事用材料		使用面積1平方メートル	<u>240円</u>

るものを除く。)	の	つき1月	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,300円</u>
標識		1本につき1年	<u>1,500円</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>23円</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>230円</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>2,300円</u>
	その他のもの		<u>1,100円</u>
太陽光発電設備及び風力発電設備		使用面積1平方メートル	<u>1,900円</u>
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設		1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
工事用施設及び工事用材料		使用面積1平方メートル	<u>230円</u>

	トルに つき1 月			トルに つき1 月	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、公共用物の使用に係る使用料の適正化を図る必要があるからである。